

日弁連総第99号

2013年（平成25年）12月24日

農林水産大臣 林 芳 正 殿

日本弁護士連合会

会長 山 岸 憲 司

勸 告 書

当連合会は、特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン（その後、一般社団法人グリーンピース・ジャパンが事業を承継）の申立てに係る人権救済申立事件（2007年度第19号人権救済申立事件）につき、貴殿に対し、以下のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

水産庁職員であるX氏（農林水産省水産庁遠洋課捕鯨班課長補佐、当時）は、2007年（平成19年）2月15日、オーストラリアABCラジオ等複数の海外メディアのインタビューにおいて、南氷洋にて火災事故を起こした日本の調査捕鯨船の救援を、近在にいた反捕鯨団体である国際環境保護団体グリーンピース・インターナショナル（以下「グリーンピース」という。）の保有船やシーシェパードの保有船に要請するかとの質問に答える中で、「いえ、彼らはテロリストですから」との発言をした。

かかる発言は、グリーンピースの名誉権を侵害するとともに、その結社の自由を侵害するおそれのあるものであるから、貴殿は、水産庁の職員をして、特に申立人のような政府に批判的な立場をとる特定の私人や団体に対し「テロリスト」という呼称を公の立場において安易に使用しないよう指導を徹底することを勧告する。

第2 勧告の理由

上記発言は、ラジオ録音媒体等から認定され、かつ、水産庁も当連合会の照会に対し、X職員は多くのマスコミから質問を受ける中で、「過去に何度も船を衝突させる等のグリーンピースによるきわめて危険な暴力行為はいわば環境テロリ

ズムであり、日鯨研（調査捕鯨実施主体）がこのようなテロ行為を行う団体の助力を受けるとは思わない」旨回答し、水産庁としても「過去グリーンピースが調査捕鯨船に対し何度も船を衝突させた行為はテロ行為・犯罪行為と認識している」旨回答している。したがって、X課長補佐（当時）の発言は、過去に南氷洋において日本の調査捕鯨船とグリーンピース保有船の衝突事故が複数回発生したことをもって、グリーンピースがテロ行為を行う団体であるとする水産庁の認識を背景とした、同庁職員としての発言であると認められる。

確かにグリーンピース保有船による別紙「調査報告書」で検討した3回の衝突事故は、捕鯨の現場に行って直接的な抗議活動を行うグリーンピースの活動方針に起因して生じたことは否定できない。また、南氷洋において船舶を使って日本船に接近し抗議活動ないし妨害活動を行うという手法は、操船上直ちに減速、停船や方向転換をなしえないこと等から、調査捕鯨船等の航行に一定の支障を生じさせることも否定できない。かかるグリーンピースの本件の反捕鯨活動は、海上衝突予防法上の責任の所在は別としても、その態様が、南極海という厳しい環境の中で日本捕鯨船に接触、衝突などの結果を生じさせたほど接近した面は否定し得ず、現行の国内及び国際法秩序のもとでは一定の刑事法犯罪を構成する可能性も否定できないものと思われる。したがって当連合会としても、南極海におけるグリーンピースの別紙「調査報告書」で検討した3回の事故を惹起させた本件の態様の抗議、妨害活動については問題があると評さざるを得ない。

しかし、かかる行為をもって「テロリスト」であると政府もしくは政府職員が公言することが許されるかどうかは全くの別問題である。政府職員が、特定の私人ないし市民団体を名指しで「テロリスト」と公言する場合、その言葉の衝撃性もあり、当該私人や団体が社会から容易に排除され、表現の自由、結社の自由が侵害されるおそれが強く懸念される。しかも、「テロ行為」ないし「テロリスト」との用語は、概念として極めて曖昧であり、政府の解釈によっていかようにも広げられるおそれがあることは当連合会も従前から懸念を表明してきたところである。「テロ行為」ないし「テロリスト」との用語は、手段・態様、目的、意図の観点から厳格に限定して使われる必要があり、少なくとも市民に恐怖感を与え、又は政府に何らかの政策を強要することを目的とする行為であり、かつ、人の生命若しくは身体に重大な危険をもたらす又は社会的基盤となる施設等を破壊することを意図する行為であることを、中核として理解するべきである。

グリーンピースは、現在も南氷洋において意図的な船舶衝突行動をとり続けるシーシェパードとは別団体と認められ、グリーンピース自体の反捕鯨活動には上記のとおり問題点もあるものの、調査捕鯨船に自船を意図的に衝突させて、人の

生命若しくは身体に重大な危険をもたらすことを意図した「テロ行為」と認めることは困難である。

加えて、グリーンピースは、核実験反対運動の中から1971年（昭和46年）頃結成され、1990年以降、日本海の核廃棄物投棄事件を告発して日本政府や世論からも一定の評価を受けたり、地球温暖化問題などにも取り組み「国連環境計画（UNEP）オゾン層保護賞」を受賞し、国際連合において最も高い資格（総合協議資格「General Consultative Status」）を保有し、現在までその資格が剥奪された事実はない。同協議資格がある団体は、国連との間で相互利益的な作業関係を構築できるものとされ、経済社会理事会の新たな検討事項を提案することもでき、国連、特別総会及びその他の政府間協議へ招待される。「総合協議資格」を有するものに、グリーンピース以外に、「セーブ・ザ・チルドレン」、「国境なき医師団」等があり、当連合会も限定された分野において専門性を有している団体として「特別協議資格 Special Consultative Status」を保有している。また、各国当局による環境テロリストの認定において、少なくともグリーンピースはテロリストと認定されていない。

このようなグリーンピースの活動実態と水産庁が指摘する衝突事故の実態に照らせば、水産庁の職員が、同庁のグリーンピースはテロ行為を行う団体との認識を背景に、同団体に関して「彼らはテロリストですから」と公言したことは、グリーンピースの名誉権を侵害するとともに、グリーンピースを団体として社会から排除し、その結社の自由を侵害するおそれがあるものと判断される。

よって、当連合会は、農林水産大臣に対し、前記のとおり勧告する。

なお、申立人グリーンピース・ジャパンに対しては、本件事案が南極海における日本の調査捕鯨に対する法秩序に反する可能性のあるグリーンピースの妨害活動を背景としていることから、今後、現行法秩序に尊重した活動態様を取るよう助言することとした。

詳細は、別紙「調査報告書」記載のとおりである。

日弁連総第99号

2013年(平成25年)12月24日

一般社団法人グリーンピース・ジャパン

代表理事 青木陽子 殿

細川弘明 殿

日本弁護士連合会

会長 山岸憲司

助言書

水産庁職員による本件発言は、南極海における日本の調査捕鯨に対するグリーンピースの抗議・監視・妨害活動を背景とするものである。

グリーンピースは、非暴力直接行動を旨としており、暴力を用いた活動を行ったことは過去一度もない、「調査捕鯨」活動に対する抗議・監視活動は国際捕鯨委員会で認められている平和的に抗議をする権利を行使するものであり、捕鯨船団の乗組員に危害を与えるような行為は一切行ったことはない、そして南極海を航行中の日本捕鯨船に対し船舶による意図的な体当たりや酪酸ビン投入、網を投入などの行為を繰り返しているシーシェパードとは別組織であり互いに協力関係もない、と主張している。

しかし、グリーンピースの別紙「調査報告書」で検討した3回の事故を惹起させた本件の反捕鯨活動は、その態様が、南極海という厳しい環境の中で日本捕鯨船に接触、衝突などの結果を生じさせたほど接近した面は否定し得ず、現行の国内及び国際法秩序のもとでは一定の刑事法犯罪を構成する可能性は否定できないものと思われる。したがって当連合会としても、南極海におけるグリーンピースの本件の態様の抗議・妨害活動については問題があると評さざるを得ない。

よって、当連合会は、申立人に対し、今後、抗議監視活動を行う上では現行の国内法及び国際法秩序にも尊重した活動態様を取ることを助言する。

グリーンピースの名誉毀損に関する人権救済申立事件

調査報告書

2013年12月19日

日本弁護士連合会

目 次

第1	結論	1
第2	申立人の主張	1
1	申立人	1
2	申立ての趣旨	1
3	申立ての理由	2
第3	調査の経過	2
第4	相手方の回答（水産庁資源管理部長・2008年5月12日付け回答書）	3
第5	争点	4
第6	背景事情	5
1	グリーンピースの活動実態とシーシェパードの分離独立及び両団体に対する海外の評価	5
2	捕鯨を巡る国際情勢	8
3	一般財団法人日本鯨類研究所と水産庁の関係	8
第7	当委員会の判断	9
1	はじめに一本調査報告書における当連合会の立場	9
2	X氏による発言内容	10
3	当委員会による判断の前提	11
(1)	テロリズムの定義	11
(2)	グリーンピースによる船舶衝突行為はテロ行為といえるか	16
(3)	グリーンピースの活動実態に照らしたとき、同団体を、テロリストと 言うことはできるか	24
(4)	非政府組織が政府機関から、「テロリスト」に該当しないにもかかわらず、「テロリスト」と公言され、もしくは政府内部において事実上「テロリスト」であるという認定を受けた場合の影響	25
4	当委員会の判断（名誉毀損の成否）	29
(1)	社会的評価の低下が認められるか	29
(2)	発言の基礎となる主要事実が真実か	29
(3)	真実であると信じるにつき相当な理由があるか	30
(4)	小括	31
5	その他の自由の侵害のおそれ	31
第8	まとめ	31
(別紙)		33

事件名 グリーンピースの名誉毀損に関する人権救済申立事件（２００７年度第
１９号）

受付日 ２００７年１１月１６日

申立人 特定非営利活動法人グリーンピース・ジャパン（その後、一般社団法人グ
リーンピース・ジャパンが事業を承継）

相手方 農林水産省

第１ 結論

農林水産省に対し別紙「勧告書」のとおり勧告し、申立人一般社団法人グリー
ンピース・ジャパンに対し別紙「助言書」のとおり助言するのを相当とする。

第２ 申立人の主張

１ 申立人

申立人は、１９８９年（平成元年）に日本国において任意団体として設立さ
れ、その後、２００２年（平成１４年）１月、東京都から特定非営利活動法人
の認証を取得した環境保護団体である。

その後、申立人は、一般社団法人グリーンピース・ジャパン（２００９年１
０月３０日設立）に対して、全ての事業を譲渡し、２０１０年（平成２２年）
４月１５日社員総会の決議により解散した。これにより本件申立人の地位は、
一般社団法人グリーンピース・ジャパンが承継し、２０１０年（平成２２年）
１１月２５日その旨当連合会に上申された。

申立人は、オランダに本部を置き、世界４１か国に支部を有する国際環境保
護団体グリーンピース・インターナショナル（以下「グリーンピース」）の日
本支部としての性格を有する。

２ 申立ての趣旨

相手方の職員であるX氏（農林水産省水産庁遠洋課捕鯨班課長補佐。以下「X
氏」という。）による下記(1)～(3)の発言（以下「本件発言」という。）は、
グリーンピースの名誉を毀損するものである。

よって、謝罪と訂正を行うよう勧告することを求める。

- (1) ２００７年（平成１９年）２月１５日、X氏は、オーストラリアABCラ
ジオのインタビューにおいて、南氷洋にて火災事故を起こした日本の調査捕
鯨船の救援を近在のグリーンピース保有船に要請するかとの質問に答える中
で、グリーンピースにつき、「いえ、彼らはテロリストですから」と発言し
た。

(2) 同月23日、X氏は、スイスのテレビで、グリーンピースにつき、「船への妨害行為を見ると、私はグリーンピースをテロリストと考えざるを得ない」と発言した。

(3) 同年5月頃、X氏はフリージャーナリストの質問に答える中で、グリーンピースの保有船であるエスペランサ号が東京港に入港拒否された件で、「過剰反応ではないか」と質問されたことについて、「グリーンピースはテロリストグループだ」「それはイギリス人による二重基準だ。アルカイダならかまわないのか」と発言し、同発言内容は同年5月30日付けの「Newsweek 日本版」と、同年5月版の「Number 1 Shimbun」の記事に掲載された。

3 申立ての理由

本件は、グリーンピースが、日本政府が南極海で行っている捕鯨活動に対し抗議行動を行っていることについて、政府職員が「テロリスト」であると発言したこと等によって毀損されたグリーンピースの名誉の回復を求めるものである。

グリーンピースは、非暴力直接行動を旨としており、暴力を用いた活動を行ったことは、過去一度もない。グリーンピースの直接行動は、暴力とは明確な一線を画し、他者の理性を信頼し、その上で話し合いの機会を確保するために行われるものであって、話し合いを拒否し、暴力をもって解決を図ろうとするテロリズムとは、根本的な違いがある。

グリーンピースは、毎年、南極海での「調査捕鯨」活動に対する抗議・監視活動を行っているが、それは、国際捕鯨委員会（以下一部で「IWC」という。）で認められている平和的に抗議をする権利を行使し、非暴力の原則に則って行っているものである。捕鯨船団の乗組員に危害を与えるような行為は一切行っていないし、今後も行わない。

水産庁及びその関係団体は、グリーンピースの抗議活動をテロ行為と呼ぶことがあるが、これは市民に認められた非暴力によって抗議する権利と声を「テロ行為」と呼ぶことで意図的に逸らそうとしているものであり、認められるべきものではない。

相手方の水産庁遠洋課捕鯨班課長補佐であるX氏が、上記各発言を行うことは、公然と事実を摘示してグリーンピースの名誉を毀損するものであるから、相手方に対し、謝罪と訂正を行うよう勧告することを求める。

第3 調査の経過

1 上記ラジオ番組の音声及びテレビ番組の映像データが申立段階で証拠とし

て提出されていたが、日本語訳が添付されていなかったので、2007年（平成19年）12月、申立人に対し、上記ラジオ番組及びテレビ番組の日本語訳の提出を依頼し、2008年（平成20年）1月8日付けでテレビ番組の翻訳書等が提出される。

- 2 2008年（平成20年）3月25日、相手方水産庁に対し、照会書を発送。
水産庁資源管理部長から、同年5月12日付け（同月14日受付）の回答書（第1回）を受領。
- 3 2009年（平成21年）11月17日、申立人及び財団法人日本鯨類研究所（2013年から一般財団法人、以下「日本鯨類研究所」または「日鯨研」という。）に対し、照会書を発送。
日鯨研から、2010年（平成22年）1月21日付け（同月22日受付）の回答書を受領。
日鯨研から、同年2月5日付け（同日受付）の回答書を受領。
申立人から、同年3月2日受付で回答書を受領。
- 4 2010年（平成22年）3月4日、申立人及び相手方に対し、再度の照会文書を発送。
申立人から、同年4月7日付け（同日受付）の回答書を受領。
相手方から、同年11月5日付け（同月9日受付）の回答書（第2回）を受領。
- 5 2011年（平成23年）2月15日、東京地裁において、関連事件の民事記録を閲覧する。
- 6 2012年（平成24年）12月10日、同月25日、海事補佐人弁護士（東京、神戸）より本件船舶衝突事故の態様、危険性についてヒアリングを行う。
- 7 2013年（平成25年）5月22日、グリーンピースの活動実態、シーシェパードとの関係等について、早稲田大学文学学術院（文化構想学部）助教・浜野喬士氏（洋泉社新書『エコ・テロリズム』著者）よりヒアリングを行う。

第4 相手方の回答（水産庁資源管理部長・2008年5月12日付け回答書）

- 1 X氏がオーストラリア国のABCラジオで、2007年（平成19年）2月15日、マイケル・ビンセント氏からインタビューを受けた事実の有無、またスイス国のテレビジョンスイスで、同月23日、インタビューを受けた事実の有無、受けたことがある場合のインタビューの経過について

申立ての趣旨(1)及び(2)に関して、調査捕鯨母船「日新丸」の火災発生後、国内外の多数のマスメディアのインタビューを受けており、2月15日にビン

セント氏から、同月23日にテレビジョンスイスからインタビューを受けたか定かではない。

- 2 インタビューの際、「グリーンピースとシーシェパードの救援を受けるか」と質問された事実の有無、それに対し「いえ、彼らはテロリストですから」ないし同趣旨の発言をした事実の有無について

申立ての趣旨(1)及び(2)に関して

多くのマスコミから「グリーンピースの助力を受けるかどうか」といった趣旨の質問がなされ、これに対し「助力を受けるかどうか決めるのは調査実施主体である日本鯨類研究所であるが、過去に何度も船を衝突させる等のグリーンピースによるきわめて危険な暴力行為はいわば環境テロリズムであり、日鯨研がこのようなテロ行為を行う団体の助力を受けるとは思わない」といった内容の回答を行った。

申立ての趣旨(3)に関して

ニューズウィークの記事中にあるような発言は行っていない。職員の発言と著しく異なる内容の記事であったため、当方から同記事の執筆者であるマクニール氏に電話にて抗議を行った。発言の内容としては、「南極海という厳しい環境の中で生命の危険にさらされるような危険な妨害行為を受けた船舶労働者の集まりとしては、かかる妨害行為を行った船舶に日本に入港して欲しくないと考えるのは普通ではないか。自分の考えを押し通すために暴力を振るうという点ではグリーンピースもアルカイダも変わらないのではないか」という趣旨の発言をした。

- 3 水産庁がグリーンピースについて、テロリストと認識している事実の有無、そのように認識している場合の根拠について

水産庁としては、2008年(平成20年)4月2日衆議院農林水産委員会における決議及び同年4月8日参議院農林水産委員会における決議を受けて、国際法に反する極めて悪質で許し難い海賊行為ともいうべきテロ行為・犯罪行為を強く非難するものである。過去グリーンピースが調査捕鯨船に対し、何度も船を衝突させた行為はテロ行為・犯罪行為と認識している。

第5 争点

- 1 X氏の発言内容は、インタビューに答えた個人的発言か、水産庁としての判断を踏まえた職務上の発言か否か。
- 2 当事者の状況、活動の実態について
 - (1) グリーンピースの活動実態と反捕鯨運動との関係

- (2) シーシェパードとの関係
 - (3) 日鯨研と水産庁との関係
 - (4) 水産庁が主張する「過去の調査捕鯨船との衝突行為」の実態
- 3 テロリズムの定義，射程範囲
- (1) 国内外の実定法上の定義，国連安保理決議・国連特別報告者報告，当連合会決議等
 - (2) 非政府組織が政府機関から「テロリスト」と公言された場合の影響
- 4 名誉毀損の成否

第6 背景事情

1 グリーンピースの活動実態とシーシェパードの分離独立及び両団体に対する海外の評価

- (1) グリーンピースは、海洋核実験反対運動の中から1971年（昭和46年）頃結成され、現場海域に接近し実情をマスコミ報道を通じて告発する手法をとり、1990年（平成2年）以降は地球温暖化問題にも取り組み、1997年（平成9年）には「国連環境計画（UNEP）オゾン層保護賞」を受賞し、同年には地球温暖化防止・京都会議にNGOとして参加し、日本政府の環境白書にも写真付きで掲載された。2007年（平成19年）には、海外における森林違法伐採問題に関し、松岡農林水産大臣より「グリーンピースの皆さんと非常によく連携して・・・いろいろ教えていただいたりしながらやっています」とのコメントを受けている（平成19年2月28日衆院予算委員会第6分科会）。

東北大学大学院文学研究科教授である長谷川公一氏の『環境運動と新しい公共圏－環境社会学のパーспекティブ』（有斐閣，2003年）によると、グリーンピースのオフィスは途上国を含め世界27か国にあり、日本支部は2002年1月11日にNPO法人の認証を得て法人格を取得し、人口8207万人のドイツで会員55万人（総人口の0.7%）、人口1560万人のオランダでは会員60万人（総人口の3.8%）とされる（2001年時点，同書94頁，233頁）。

そして、国際連合より総合協議資格を認められている。

グリーンピースは、1975年（昭和50年）以降、捕鯨反対運動も開始し、1988年（昭和63年）から2008年（平成20年）まで日本の調査捕鯨船団に対する抗議活動を行ったが、以後は南氷洋での抗議活動は行っていない。

なお、グリーンピースは、上記種々の活動の過程において、焼却炉にのぼって横断幕を掲げたケースなど、非暴力ではあっても建造物侵入罪、業務妨害罪で逮捕者を出すなど刑事事件は散発的に起こしている。2008年（平成20年）4月には、グリーンピース・ジャパン職員が、捕鯨船員が組織的に鯨肉を横領しているとの内部告発を受けて、運送業者の配送所から船員の自宅宛ての宅配便を無断で持ち出し、内容物が鯨肉であることを確認の上、同年5月、東京地方検察庁に刑事告発し報道されるという事件が発生した。東京地検は、同年6月、被告発事件について不起訴とし、同日、警視庁等はグリーンピース・ジャパン職員を住居侵入・窃盗容疑にて逮捕した。そして、青森地方裁判所にて、2010年（平成22年）9月、懲役1年執行猶予3年の有罪判決が言い渡され、仙台高等裁判所も2011年（平成23年）7月控訴を棄却し、確定した。

(2) 他方、シーシェパード保全協会（以下「シーシェパード」という。）は、グリーンピースの創設期のメンバーであったポール・ワトソンが1977年（昭和52年）にグリーンピースから追放され、新たに結成された国際環境保護団体である。

シーシェパードは、他の環境団体に比し顕著な暴力性を有し、1980年（昭和55年）には捕鯨船シエラ号、スペインのイスバ1号、2号を襲撃して沈没させ、1986年（昭和61年）にはアイスランドの捕鯨関連施設及び停泊中の捕鯨船を襲撃し甚大な被害を発生させた（浜野喬士『エコ・テロリズム』洋泉社49頁等）。

2007年（平成19年）以降は、日本の調査捕鯨船団に対する船舶体当たり等による襲撃を継続しており、2007年（平成19年）には酪酸入りビン攻撃、発煙筒投げ入れ、船の進行方向へ網を流す等の妨害行為を繰り返して日本側に2名の負傷者が出、2008年（平成20年）には警視庁公安部は、国際刑事警察機構を通じてシーシェパードメンバーの逮捕状を請求し、2012年（平成24年）12月18日には、米国第9巡回裁判所がシーシェパードによる南極海鯨類捕獲調査船団への妨害行為の差止めを認める仮処分命令を発出するに至っている（河島基弘『「法」の裁きを下すメディア時代の自警団？シーシェパードの反捕鯨キャンペーンの一考察』303頁、岸上伸啓編著『捕鯨の文化人類学』成山堂2012年所収、浜野前掲書3頁、46頁等）。

(3) グリーンピースとシーシェパードとの関係

① シーシェパードの船舶体当たり行為とグリーンピース船の船舶接触事件

とは事故態様が異なり、組織目標にも重要な違いがある。

すなわち、河島前掲書307頁は、グリーンピースは組織目標として「地球環境問題を明るみに出し、・・・非暴力で創造的な対決方法を用いる」としているのに対し、シーシェパードは「海洋生物の保護を目的に1977年に設立された。・・・必要なら実力行使する」としており、「重要な違いは、グリーンピースが『非暴力』を掲げているのに対し、シーシェパードは『必要なら実力行使する』として、より対決型の措置をとることを明確に打ち出している点である」と指摘している。

そして、行為態様についても、河島前掲書304頁は、グリーンピースは、「海洋での不法行為に使われていると判断した場合、それが器物であれば、他人の所有物であっても容赦なく破壊する。ワトソンとシーシェパードは1980年、違法操業で悪名高かった捕鯨船シエラ号を爆破し・・・」と指摘している。

- ② 2007年（平成19年）2月、グリーンピースのエスペランサ号団長が、「南氷洋における暴力を非難する」とのシーシェパードに対する非難声明を公表した。
- ③ 2008年（平成20年）4月2日及び同月8日の衆議院及び参議院農林水産委員会において、シーシェパードの行為をテロ行為として強く非難する決議がなされた。しかし、同日の農林水産委員会の審議過程をみても、グリーンピースは直接の対象となっておらず、非難決議の対象外と考えられる。
- ④ なお、2005年（平成17年）アメリカ合衆国上院環境・公共事業委員会のエコテロリズム関連公聴会において、過激な環境保護団体である「地球解放戦線（E L F）」と「動物解放戦線（A L F）」の組織状況に関わる審議の中で、当時上院議員だったバラク・オバマは、「わたしはアメリカ人が、暴力行為を掲げるグループと主流派の環境団体を一緒くたにしないよう望むものであります。」とのコメントをよせている（浜野前掲書8頁）。

(4) 海外の治安当局の対応

- ① F B Iによる監視とそれに対するアメリカ司法省の批判

F B Iがグリーンピースもしくはグリーンピースのメンバーをテロ行為を行うおそれがあるとして監視対象としたことが問題になった事案において、問題がないとして監視が終了後も対象となったメンバーの名前が監視対象リストに残り続け、誤って逮捕されそうになったという現実の被害

が生じた事案が報告されている。

これらの件に関して、FBIを管轄する米国司法省の監察官は、FBIがあいまいな情報で調査を開始し、もしくは調査を継続したことが問題であったとし、「グリーンピースをテロリストとしてリストに加えることについては、ほとんど、もしくはまったく根拠がない」として、FBIによる監視を批判する調査結果を公表している（2010年（平成22年）9月20日付け米国司法省監察官室報告書）。

② 各国当局によるテロリストの認定

現時点における各国当局による認定は、主に以下のとおりであり、グリーンピースはテロリストと認定されていない。

FBIは、ラディカルな環境保護・動物解放運動グループである地球解放戦線（ELF）、動物解放戦線（ALF）と共にシーシェパードをテロリストとして扱い、2002年のアメリカ犯罪統計では、国内テロリズム7件はすべてELF、ALFの事件としており、ロンドン警視庁は、数十年来、ALFをアイルランド共和国軍（IRA）やパレスチナ解放機構（PLO）と同列にテロリスト組織として扱っている（浜野前掲書18頁）。

2 捕鯨を巡る国際情勢

1982年（昭和57年）、国際捕鯨委員会（IWC）が商業捕鯨モラトリアム決議。

1986年（昭和61年）、商業捕鯨モラトリアム実施。

1987年（昭和62年）、日本、南氷洋での捕獲調査を開始（調査捕鯨）。

調査捕鯨は、国際捕鯨取締条約8条1項（「この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府が適当と認める数の制限及び他の条件に従って自国民のいずれかが科学的研究のために鯨を捕獲し、殺し、及び処理することを認可する特別許可証をこれに与えることができる」）に法的根拠を置いている。

2010年（平成22年）5月、オーストラリア政府は、国際司法裁判所に対し、「実際には国際捕鯨取締条約に違反する商業捕鯨にあたる」として、南極海での日本の調査捕鯨の中止を求めて提訴した。2013年（平成25年）6月26日～同年7月16日まで口頭弁論、判決は早ければ同年末の見通しである。

3 一般財団法人日本鯨類研究所と水産庁の関係

水産庁は、国際捕鯨取締条約8条1項に基づく許可を一般財団法人日本鯨類研究所に付与して調査捕鯨を実施させ、日鯨研は、共同船舶株式会社に捕鯨船と船員の供給と鯨肉の加工・販売を委託している。

そして、水産庁は、日鯨研と共同船舶（株）に毎年10億円程度の国庫補助金を拠出し、日鯨研の歴代理事長は水産庁関係者で占められることが多かった。さらに、東日本大震災復興予算から、水産庁が調査捕鯨の補助金に18億円を充て、それを、調査をおこなう日鯨研の過去の赤字の積み重ねの結果生じた債務超過分の穴埋めに大半が使われたとみられることが、衆院決算行政監視委員会でのやりとりなどから判明した、との事実も報道されている（2012年10月24日16時18分朝日新聞デジタル版等）。

第7 当委員会の判断

1 はじめに一本調査報告書における当連合会の立場

以上の文献等の調査によれば、グリーンピースは、直接行動を旨とするラディカルな国際環境保護団体ではあるが非暴力を組織原理として実践していることが看取される。他方で、単なる言論活動に留まらず直接行動を旨とすることから、建造物侵入、業務妨害など一定の刑法犯を犯すことも時に実行しており、仙台高等裁判所では有罪判決も確定している。しかし、そのこととグリーンピースをテロ行為を行う団体と言えるか否かは短絡させることはできず、慎重に判断される必要があると考えるので、以下、相手方がグリーンピースのテロ行為と主張する各行為の態様を認定しつつ検討する。

なお、捕鯨に関する国際情勢及び日本の調査捕鯨の評価については、国際的な各種の見解の対立がある。

このような捕鯨あるいは調査捕鯨についての見解の対立は、国際国家間の資源・環境・領海などの問題と関係し、かつそれぞれの文化・宗教等の相違を背景とするため、政治性を含む問題と思料される。また、捕鯨・調査捕鯨の評価については、資源問題・自然保護問題・知的動物保護問題・食文化問題・先住民生存問題等の多くの論点があるため、捕鯨・調査捕鯨を肯定する立場にも、これを否定する立場にも論点ごとに多様な見解が存在するものである。

当連合会としては、本件人権救済申立てについての判断を示すにあたって、このような捕鯨・調査捕鯨をめぐる見解の対立については、本件の背景事情として顧慮するものの、それ以上に立ち入って捕鯨・調査捕鯨の是非についての当連合会の見解を示すことは不必要であり、不相当であると考え。なぜなら調査捕鯨の是非を問わず、現に行われている捕鯨作業に対する抗議活動には非暴力の観点から一定の限界があるべきものである。また同様に、反捕鯨の抗議活動に対する非難についても、名誉権その他の観点から一定の限界が認められるべきである。本件は、反捕鯨団体が政府職員からマスメディア上で「テロリス

ト」と公言されたことをめぐり、後者が問題となっているものである。

したがって、当連合会としては、本件人権救済申立てを受け、調査捕鯨の是非について様々な見解があることを前提として、かかる論争が言論の範囲を超えて、特に反対意見の非政府組織が直接行動の形をとった場合に、政府機関からテロリストと公言されることの是非という争点に焦点を当てつつ、法律家団体の立場から見解を述べることを責務と考えるものである。

2 X氏による発言内容

X氏は、次の発言をしたと認められる。

- (1) すなわち、本件発言のうち、少なくとも申立ての趣旨(1)及び(2)の発言がX氏よりなされたことは、いずれも認められる。

その理由としては、第1に、2007年(平成19年)2月15日放送のオーストラリアABCラジオ・インタビューの音声データを確認したところ、「いえ、彼らはテロリストですから」とのX氏の肉声が明瞭に記録されている(同氏がインタビューを受けたことを相手方も否定していない)。

第2に、テレビジョンスイス(2007年(平成19年)2月23日放送)でのインタビュー内容の映像データを確認したところ、当該内容はX氏の肉声ではなくアナウンサーによる要約であるが、オーストラリアABCラジオ・インタビューに近接した時期の発言であり、複数の国のメディアが共謀して殊更に日本の公職者の発言を同一内容に歪曲して報道することは想定しがたい。

第3に、当連合会の照会に対し、相手方は、グリーンピースの行動はテロ行為であると回答していることが挙げられる。

なお、X氏の上記発言は、一個人として発言したものではなく、水産庁課長補佐の立場で政府機関として発言したものと認められる。理由は、当連合会の照会に対する水産庁の回答でも、個人的発言なので政府は関係ないといった趣旨の回答はなく、個人として発言したものでないことは争いがないと認められるからである。

- (2) これに対し、本件発言のうち、申立ての趣旨(3)については、X氏がフリージャーナリストからの取材に対して、「グリーンピースはテロリストグループだ」と発言した事実までは認めることはできない。2007年(平成19年)5月30日付けの「Newsweek 日本版」に掲載されたデービッド・マクニールの署名記事には、「私が水産庁に『過剰反応ではないか』と聞くと、『それはイギリス人による二重基準だ。アルカイダならかまわないのか』」と発言した旨の記載はあるが、さらに「グリーンピースはテロリストグルー

プだ」とまで発言した旨の記載はないからである。

なお、ジャーナリスト本人が書いた英文記事（「Over the Top」と題する記事）にはX氏が「グリーンピースはテロリストグループだ」と発言した旨の記載があるが、(1)及び(2)と別に当該ジャーナリストのインタビューに直接答えた発言であるのか、前記オーストラリアABCラジオのインタビューの際の発言を引用したものであるのかははっきりしない。

3 当委員会による判断の前提

(1) テロリズムの定義

① 国際的に共通に認められているテロ行為の定義の要素

国際的にみてもテロ行為の定義は様々であり、明確な定義があるとはいえない。しかしながら、一般に国際的に合意された定義として言及されるのは、1999年（平成11年）12月9日に国連総会で採択されたテロリズムに対する資金供与防止に関する国際条約（略称・テロ資金供与防止条約）2.1条の定義及び2004年（平成16年）10月8日の国連安全保障理事会決議1566の言及する定義である。

我が国において、「公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律」（以下「テロ資金提供処罰法」という。）制定の契機となったテロ資金供与防止条約2.1条は、資金提供が処罰の対象となるテロ行為を

- (a) 付属書に掲げるいずれかの条約が適用の対象となり、かつ、当該いずれかの条約に定める犯罪を構成する行為
- (b) 文民又はその他の者であって武力紛争の状況における敵対行為に直接に参加しないものの死又は身体の重大な傷害を引き起こすことを意図する他の行為。ただし、当該行為の目的が、その性質上又は状況上、住民を威嚇し又は何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要することである場合に限る。

と規定している。

このうち(a)には、「航空機の不法な奪取の防止に関する条約」、「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」等、既存のテロ防止関連条約が列挙されているが、これらの条約には、テロ行為そのものの定義はなく、一般的な規定である(b)の定義が、その後の国際社会における一般的なテロ行為の定義の議論に対して一定の方向性を示したものとされている（阿久津正好（警察庁警備企画課課長補佐）「諸外国及び我が国の法制における『テロ』の定義について（上）」警察学論集59巻12号

81頁)。

国連安全保障理事会決議1566が非難するテロ行為も、「一般市民、一群の人々もしくは特定の人々に対して恐怖心を引き起こし、公衆を脅迫し、政府もしくは国際組織に何かをし、もしくはしないことを強要することを目的として死亡もしくは身体への重大な傷害を引き起こし、もしくは、人質をとる行為」とされている。

また、欧州連合(EU)でも、2002年6月13日に採択された「テロとの闘いに関する枠組決定」において、テロリスト犯罪を規定しており、同決定1条1項では、テロリスト犯罪について、行為の文脈(国又は国際機関に重大な危害を及ぼすものであること)、行為の目的(住民を威嚇し、政府又は国際機関に作為不作為を強要すること等)及び特定の行為という3要件が明示されている(阿久津前掲書83頁)。

さらに国連において、特に「テロリズム」の問題を扱う任務を与えられた人権機関である、「テロ対策と人権に関する特別報告者(マルティン・スケイニン)」が2005年(平成17年)12月の人権委員会に提出した報告では、テロリズムの定義に関し、13あるテロ行為に関する条約には包括的なテロの定義はなく、包括的テロ条約は未だ採択されておらず、普遍的かつ包括的なテロの定義がない状況であること、そのような状況の下で、「テロとの闘い」が強調され、各国がテロを定義しないまま、あるいはテロの本質を有しない行為をも含むテロに対する措置をとることが人権の擁護の後退につながることで、現存するテロ行為関連条約に基づき、自由権規約15条が要求する罪刑法定主義に照らし、国内レベルにおけるテロリズムの定義が、手段・意図・目的の3つの要素において限定されるべきことが指摘されている。

これらの定義に共通する要素は、少なくとも、

A：市民に恐怖感を与え、又は、政府に対して一定の政策を採ること若しくは採らないことを強要することを目的とする行為であること、
かつ、

B：人の生命もしくは身体に重大な危険をもたらす行為であること、
である。

そして、要件Aで目的を達成する意図で行われることが前提とされているから、過失によってBの危険を生じさせる行為がテロ行為にあたらぬことは明らかである。

なお、一定の目的をもってする社会的基盤施設の広範な破壊等、当該行

為自体は人の生命もしくは身体への重大な危険を要件としないものをテロ行為に含める各国の法律や条約も存在するが、このような類型は本件とは無関係であるので、ここではこれ以上言及しない。

以上のように、ある行為がテロ行為と言えるためには上記A及びBの要件を共に満たすことが最低限必要であるが、A及びBの要件を満たす行為であっても必ずしも全てがテロ行為と判断されるものとは言えないことにも留意する必要がある。この点、民族解放運動とテロリズムをめぐり、1991年12月に採択された国際テロリズムを除去する諸措置に関する総会決議15項は、「本決議はいかなる部分も、人民、特に植民地及び人種主義者の体制又は他の形態の外国支配の下にある人民の自決の見地及び当該人民の正当な権利を妨げることができない」と指摘している。そして、当連合会も、独立運動や抵抗運動をテロリズムと規定してしまうことが少数派に対する人権侵害や民族自決権の否定につながる危険を指摘し、為政者は国際人道法の原則にしたがった民族自決権に基づく抵抗とテロリズムとが明確に区別し難いことを認識しておく必要があることを指摘している（「第11回国連犯罪防止会議に対する報告書」（2005年3月17日）、「外国人の出入国・在留管理を強化する新しい体制の構築に対する意見書」（2005年12月15日））。

本編に戻ると、テロ資金供与防止条約2.1条(a)で言及される「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」3条1項(c)は、「船舶若しくはその積荷に対し当該船舶の安全な航行を損なうおそれがある損害を与える行為」を犯罪とし、直接的には人の生命もしくは身体に重大な危険をもたらすことを要件としていない。しかしながら、この条約成立後に成立したテロ資金供与防止条約2.1条(b)の規定や、その後の国際社会におけるテロの定義の流れに照らして、この条項が規定する「安全な航行を損なうおそれ」とは、船舶を沈没もしくは転覆させ、人の生命や身体に重大な危険を及ぼすおそれであると解される。

② 当連合会の決議等

ア 本件は、日本政府に対して批判的主張を有し、これを訴えて行動するNGOについて、「テロリスト」であるという認識を政府機関が公表したことが、人権侵害にあたるかどうかの問題となった事案である。

当連合会は、2001年（平成13年）9月11日のアメリカにおける同時多発テロ以降、日本及び世界の中で、テロ対策の名目の下に人権保障理念が後退させられている状況を指摘し、これに警鐘をならす趣旨

で、以下のとおり繰り返し、会長声明や意見書を採択し、また、人権擁護大会において宣言を行っている。

イ 当連合会の会長声明、宣言

(ア) テロ資金防止条約批准と国内立法についての会長声明（2002年（平成14年）2月20日付け）

「テロ資金提供処罰法」に関して、「規制の対象とするテロ行為自体の定義が極めて曖昧であり、政府の解釈によっていかようにも広げられるおそれがある。」「ある団体の活動がテロに関連した活動であるかどうかを誰がどのような手続で認定するのかが問題である。」と指摘し、「この条約をそのまま国内法化するときは、南アフリカのapartheidに反対する活動や、東チモールの独立などを支援する国内の団体に資金カンパをするような行為すら、犯罪行為として処罰の対象とされる可能性があり、市民の表現の自由や結社の自由を侵害する危険がある。」「仮に、批准を行う場合も、テロリズムの定義やテロ関連団体の認定の手続などを厳格なものとして、人権保障上問題の少ない制度となるよう強く求めるものである。」としている。

(イ) 入管法「改正」法案の徹底した審議を求める会長声明（2006年（平成18年）5月15日）

(ロ) 第50回人権擁護大会「人権保障を通じて自由で安全な社会の実現を求める宣言」（2007年（平成19年）11月2日）

「テロや犯罪の防止のために必要であるとする施策について、・・・必要があるとしても人権の制約が必要最小限かつ明確な基準によるものかなどを厳しく吟味すること」と提言している。

(ハ) 特定秘密保護法案について改めて廃案を求める会長声明（2013年（平成25年）12月3日）

「自由民主党の石破茂幹事長が、自身のブログで、議員会館付近での同法案に反対する宣伝活動に対して、『絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない』と述べたことにつき、厳しい批判の声が上がリ、「テロとはまったく異質な市民の表現行為をとらえて、テロと本質が同じであると発言したことについては、当連合会としても、表現の自由を侵害するもので許されないと考える。」

「特定秘密保護法案においては、第12条2項で『テロリズム』の定義が記載されている。これに対しては、『政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要』する行為がそれ自体でテ

ロリズムに該当すると解釈されるのではないかとの疑義が示され、問題であると指摘されている。

この点について、政府は、『人を殺傷する』などの活動に至る目的としての規定であるとし、石破幹事長も説明を修正したが、政権与党の幹事長が、上記のような発言をしたことは、その後発言が修正されたとはいえ、市民の表現行為が強要と評価され、直ちにテロリズムに該当すると解釈されることもありうるという危険性を如実に示したものである。」

③ テロ資金提供処罰法の定義

テロ資金供与防止条約を受けて制定された、テロ資金提供処罰法1条は、資金提供が処罰される行為を以下のように定めている。

「この法律において『公衆等脅迫目的の犯罪行為』とは、公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等（外国の政府若しくは地方公共団体又は条約その他の国際約束により設立された国際機関をいう。）を脅迫する目的をもって行われる犯罪行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

（中略）

二ロ 航行中の船舶を沈没させ、若しくは転覆させ、又はその航行に危険を生じさせる行為

（後略）」

既に述べたとおり、当連合会はテロ資金提供処罰法立法の前提となった前記テロ資金供与防止条約につき、「規制の対象とするテロ行為自体の定義が極めて曖昧であり、「政府の解釈によっていかようにも広げられるおそれがある。」とする会長声明を公表している（第7の3(1)②イ）。上記テロ資金提供処罰法の規定、特に上記1条の柱書き部分は、上記テロ資金供与防止条約の2. 1条（b）項の「その性質上又は状況上」という限定を欠き、また、「何らかの行為を行うこと若しくは行わないことを政府若しくは国際機関に対して強要する」という目的の具体的内容に関する限定も欠いている点において、定義がさらに曖昧になっているといわざるを得ない。

この点を措くとして、本件に関して適用が問題になり得る、上記二ロの行為は、どの程度の航行の危険を生じさせれば本号に該当するのかも明らかにしていない。しかしながら、上記「海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約」3条1項（c）について述べたとおり、国際的な

テロ行為の定義に照らして、少なくとも人の生命もしくは身体に重大な危険をもたらすような行為であることを要するというべきであり、本号後段の「その航行に危険を生じさせる行為」とは、本号前段に規定された航行中の船舶の沈没もしくは転覆を生じさせる行為に準ずる程度の危険を生じさせる行為であることを要すると解釈すべきである。

(2) グリーンピースによる船舶衝突行為はテロ行為といえるか

① グリーンピースと日本捕鯨船との衝突事故の態様

前記第4に記述したように、相手方は、当連合会の照会に対し、グリーンピースには下記アないしウの行動があり、これらの行為はテロ行為であると回答している。

ア 1999年（平成11年）12月21日、捕鯨船とグリーンピースの船舶が衝突した。

イ 2005年（平成17年）12月21日、捕鯨船とグリーンピースの船舶が衝突した。

ウ 2006年（平成18年）1月8日、捕鯨船とグリーンピースの船舶が衝突した。

確かに、アないしウについては、いずれも外形的事実は認められる。

そこで、アないしウの事故の態様を検証し、その上で、各衝突事故が水産庁の主張するような「グリーンピースが日本船に船を衝突させる行為」といえるかどうか、また更に進んでそれが「テロ行為」といえるかどうかを検討する。

「テロ行為」の定義ないし中核要素については前述のとおりであり、「テロ行為」といえるためには、少なくともその衝突行為がグリーンピースの意図的な行為であり、恐怖感を与え又は政策を強要する目的で、人の生命・身体に重大な危険を生じさせることを意図した行為であることが必要であると考えられる。

したがってここでは、当連合会の照会に対する水産庁の回答を踏まえ、上記アないしウの衝突事故の態様を検証し、併せてこのような故意や意図が認められるかどうかを検証することとする。

なお、相手方は、それ以外にも、

エ 1998年（平成10年）～1999年（平成11年）に捕鯨船にグリーンピースの活動家が乗り込み、捕鯨砲台とアンカーチェーンに身体をくくりつけた事件、及び、

オ 2007年（平成19年）～2008年（平成20年）にグリーンピ

ースのゴムボートが捕鯨船の補給時に捕鯨船と補給船の間に割り込み、
ゴムボートが補給船の連結ワイヤーにからまった事件

をも根拠とするようである。しかし、これらの行為は、業務妨害罪を構成しうる可能性は否定できないが、その行為態様から見て、人の生命・身体に重大な危険を生じさせることを意図した行為とはいえ、テロ行為の要素を欠いているものと判断される。

② 上記3つの事故に関する事故態様について

まず、前提として、双方の所有船について説明する。

日鯨研側の船としては、「日新丸」（調査捕鯨船団の母船）があり、鯨を解体処理する機能を有する大型船である。次に「第一京丸」（捕鯨船）があり、鯨を捕らえて日新丸に渡す（日鯨研は渡鯨と言っている。）作業を行っている。

さらに「オリエンタル・ブルーバード号」があり、日新丸に燃料などを補給している。

他方、申立人保有船としては、「アークティック・サンライズ号」、「エスペランサ号」、ゴムボート複数がある。申立人は、これらの船を使って、日鯨研の調査捕鯨に抗議したり、捕鯨を妨害したりした。

3つの衝突事故は、以上のような船舶同士の中で起きたものである。

これらの衝突をもって、相手方が、申立人をテロリストと呼ぶことが正当といえるかどうか判断するため、3つの衝突事故について、以下、その具体的態様を検討する。

ア 1999年（平成11年）12月21日の事故（別紙1参照）

(ア) 申立人から提出されたアークティック・サンライズ号の船長 Ame Sorensen の報告文書、及び日鯨研から2010年（平成22年）2月5日に受領した文書によれば、アークティック・サンライズ号と日新丸との衝突事故の態様は、次のとおりであると認められる。

すなわち、衝突部位については、両船舶が並行走行している最中に、日新丸の右舷船尾とアークティック・サンライズ号の左舷船首ないし中央付近が接触したと認められ、このことは当事者間に争いが無い。

上記接触に至るまでの両船舶の動きについても、申立人及び日鯨研の主張はほぼ同様であり、当初、日新丸が前方に、その右側にわずかに遅れてアークティック・サンライズ号が並行して航行中、日新丸が右回りにほぼ反転し、またアークティック・サンライズ号も右回頭し、アークティック・サンライズ号がわずかばかり日新丸の前方右に位置

した。そして日新丸が増速しアークティック・サンライズ号よりも前に出ようとし、アークティック・サンライズ号と日新丸は20～30メートルの距離に接近した。その後、上記のとおり両船舶が接触したことが認められる(別紙1参照)。

この直前において、日鯨研は、アークティック・サンライズ号がやや船首を左に曲げ始めて接触するに至った旨主張し(別紙1④右図参照)、これに対し、申立人(上記船長報告書)は、日新丸が左舷に舵を取り始め、これによって日新丸の右舷船尾がアークティック・サンライズ号の左舷船首にぶつかった旨主張し(別紙1④左図参照)、この点で互いの主張に食い違いが生じている。上記申立人及び日鯨研の各主張の概要を図示すると、別紙1のとおりである(なお同事故に関しては、アークティック・サンライズ号の受けた損傷を写した写真があるだけで、衝突の様様を示す動画ビデオはない。)

(イ) 「衝突させた行為」、「テロ行為」との評価の是非

本件衝突の実態は以上のとおりであり、一部、上記のとおり、両者の主張に食い違いが生じていることを前提に、かかるグリーンピースの行為が、アークティック・サンライズ号を日新丸に「衝突させた行為」であり、「テロ行為」と認められるかについて検討する。

まず、日鯨研は、当連合会からの照会に対し、同年の事故について「当時の釧路海上保安部海上保安官は、『2船が接近しすぎたために吸引作用が発生したのではないか』との見解を述べていた。しかし、調査活動中の日新丸にわずか10mの距離にまで接近して併走したのはアークティック・サンライズ号であり、衝突の原因及び責任が故意に異常接近したアークティック・サンライズ号側にあることは明らかである」旨回答しているほか(傍点は当委員会による。)、日鯨研・調査部のY氏が2006年(平成18年)に執筆した「グリーンピースと動物福祉—『環境保護団体』は南極海で人と鯨に何をしたか—」によれば、「グリーンピースは、アークティック・サンライズ号を調査母船日新丸の舷側数メートルまでに接近して併走したあげくに、船首左舷を日新丸の右舷船尾に衝突させた。当時調査団長として乗り組んでいた筆者は目前でこの事故の瞬間を見ていたが、この時の衝突は明らかにアークティック・サンライズ号の操船ミスである。」と記し、このときの事故は、アークティック・サンライズ号による「異常接近」、「操船ミス」と捉えていたことが認められる。

また、前述の2000年（平成12年）7月に行われた国際捕鯨委員会（IWC）年次会合では、1999年（平成11年）の事件について、日本が「違法な暴力行動」の一例として衝突を挙げ、IWCに対しグリーンピースのオブザーバー資格の撤回を求めたにもかかわらず、この提案に対しては、ほとんど支持がなかったことも認められるほか、それ以外に、アークティック・サンライズ号が船首を左に曲げて意図的に日新丸に衝突させたと認めるに足る証拠はない。また、衝突の結果生じた衝撃や損傷などをみても、生命・身体に重大な危険を生じさせる危険な行為だったとは思われない。

したがって、アークティック・サンライズ号が日新丸に意図的に衝突したとの事実を認めることはできない。さらに、本件事故当時アークティック・サンライズ号に人の生命・身体に重大な危険をもたらす故意ないし意図があったとも認定できない。

イ 2005年（平成17年）12月21日の事故（別紙2参照）

(ア) 日鯨研の2010年（平成22年）2月5日提出の回答書及び添付資料5によると、この事故は、

日新丸が第一京丸から渡鯨を受けるため、回旋したところ、日新丸の船尾付近の波により、渡鯨を妨害しようとした申立人のゴムボートが転覆した、すると近くを航行していたエスペランサ号が増速し、第一京丸に接近し、2～3メートルの距離で並走し、渡鯨を妨害しようとした、

日新丸が増速し、第一京丸はそれに併せて増速した。エスペランサ号船首が第一京丸の真横より後方に下がったところで、日新丸は左回頭し、第一京丸はそれに併せて左回頭を行い、渡鯨態勢となった。ところがエスペランサ号がすぐに第一京丸に追いつき約2～3メートルの間隔で並走した、

その後、日新丸と第一京丸の間のワイヤーに申立人のゴムボートが絡まったのでそれを解いて渡鯨を完了した、

この間にエスペランサ号と第一京丸との間に3回船体接触があった、

この事故で、第一京丸の右舷外板が損傷した、ということである。

これに対し、申立人の申立書における主張は、

日新丸への抗議、監視活動を行うために航行していたエスペランサ

号は、第一京丸に左背後から追い越され、その際左舷に衝突された、
第一京丸は、エスペランサ号を追い抜かず際にその航路を避けて航行しなければならなかったにもかかわらず、日新丸とエスペランサ号の間に割り込むように追い抜き、その際衝突を起こした、結局危険を察知したエスペランサ号が進路を譲ることでお互い大きな被害を免れた、
ということである。

(イ) 日鯨研の主張する「この間」というのがいつのことか明白ではないが、当日の事故の様子を写した映像によると、エスペランサ号と第一京丸がかなり接近して並走している場面があり、接触事故は、両船が接近して並走している時、ないし第一京丸がエスペランサ号を追い抜こうとし、あるいは左回頭したときに起こったものと思われる。

エスペランサ号と第一京丸の接近、並走は、大きな船同士が接触しかねない状況であり、現実に軽度ではあるが、接触を起こしている。したがって、エスペランサ号が接近、並走すれば、接触するかもしれないという認識すらなかったというのは困難である。

しかし、この接触は、双方の船腹同士の接触であり、エネルギーの向きが同じであるから、仮に接触しても、浸水、転覆するような事態にはならないと思われる。この点、当連合会が意見照会をした海事補佐人も同様の見解であった。

また、当連合会からの照会に対し、相手方も日鯨研も、この事故について「エスペランサ号が故意に接触させたかは不明である」と回答している。

さらにこの事故の6日後に日鯨研が申立人へのオープンレターで具体例を挙げ違法で危険な調査妨害活動を中止するよう求めているが、この事故については全く触れていない。

したがって、エスペランサ号の航行は、第一京丸と接触する可能性を認識し得たと思われる危険な行為ではあるが、上記事実から、エスペランサ号が意図的に衝突させたとはまではいえない。まして、転覆、沈没させて、生命、身体の危険を生じさせることを意図した行為とはいえない。

ウ 2006年（平成18年）1月8日の事故（別紙3参照）

(ア) 日鯨研は、当連合会の照会に対する前記2010年（平成22年）2月5日提出の回答書において、「事故の原因及び責任が、警告を無視

して急速に接近し、舳先から船腹に衝突したアークティック・サンライズ号側にあることは明らかである。」と主張し、本件相手方である水産庁も、「過去グリーンピースが調査捕鯨船に対し、何度も船を衝突させた行為（別添2）はテロ行為・犯罪行為と認識している。」とし、同年11月5日付け回答書・別添2の資料に本件衝突事故を記載して、いずれも本件がグリーンピースの故意による衝突事故である旨主張している。

これに対し、申立人は、日新丸が、オリエンタル・ブルーバード号とこれに抗議のため接近していたアークティック・サンライズ号との間に意図的に船を乗り入れ、横切り続けたため本件衝突が起こったものであり、アークティック・サンライズ号は危険察知後全力で船を後退させ事故を避けようとした旨、故意による衝突及び自船の責任を否定している（2010年（平成22年）3月2日及び4月7日付け回答書）。

- (イ) 日鯨研の前記回答書添付資料（調査団長の報告書及び日新丸とアークティック・サンライズ号の接触についてと題する書面）と、申立人の前記回答書第2項の事故状況の記載及び別紙3（アークティック・サンライズ号船長の報告書）によれば、事故に至る経過のうち以下の事実については双方に争いが無い。

事故前日1月7日の夜間から、調査捕鯨船日新丸は補給・輸送船オリエンタル・ブルーバード号の左舷に、同一方向を向いて接舷し、積み荷の転載を行っていた。

翌1月8日早朝、アークティック・サンライズ号は上記の2船に、2船の右舷後方から接近した。アークティック・サンライズ号が2船におよそ1.5マイルの距離に接近したとき、日新丸はオリエンタル・ブルーバード号の左舷から離れ、左転回することによりオリエンタル・ブルーバード号の後尾を回り込み、オリエンタル・ブルーバード号とアークティック・サンライズ号の間に進路をとった。

その後、双方は接近に危険を感じ相互に警笛を鳴らして警告したが、結局アークティック・サンライズ号の船首と日新丸の右舷中央部が衝突するに至った。

- (ウ) 以上の経過の中で、双方の主張に争いがあるのは、日鯨研及び水産庁が、アークティック・サンライズ号が「急速に」日新丸に接近したことが事故の原因である旨主張しているのに対し、申立人は、「アー

クティック・サンライズ号はきわめて遅い速力（1～2ノット）で進んでいた。」「危険を感じたアークティック・サンライズ号船長は、警告を発し、その後直ちに全力で後退をかけた。このため衝突の時点でアークティック・サンライズ号はほとんど前進していなかった。」とこれを否定している点である。

- (エ) まず、事故に至る経過の中で、日新丸はオリエンタル・ブルーバード号から離れる前、南西3マイルの地点にアークティック・サンライズ号を確認している（前記日鯨研回答書添付資料7）。その後少なくとも左回頭してオリエンタル・ブルーバード号の後尾にさしかかった付近ではアークティック・サンライズ号がオリエンタル・ブルーバード号に接近中であることは確認していたと思われる。それにもかかわらず、日新丸がアークティック・サンライズ号の進路に船を乗り入れたことは、事故の遠因となったというべきである。

これに対しアークティック・サンライズ号は一貫してオリエンタル・ブルーバード号の方向に進行しているのであって、その挙動に故意の衝突への意思を窺わせるものは見当たらない。

- (オ) 次に、オリエンタル・ブルーバード号へ接近中のアークティック・サンライズ号の速度等については、双方提出のビデオテープが存在している。そのうち、日新丸側から事故前のアークティック・サンライズ号を撮影したビデオを見ると、アークティック・サンライズ号の船首の波頭は小さく、後尾からの航跡も当初は目につくほどのものはない。船尾に白い泡が現れるのは日新丸に接近してからであり、これは、アークティック・サンライズ号のその後の漂うようなスピードからすると、後進をかけたためと見るのが妥当である。この点、日鯨研の当連合会の照会に対する2010年（平成22年）1月21日付け回答書（日鯨研第1137号）添付資料2（調査団長の報告書）においても、捕鯨調査団長はアークティック・サンライズ号が日新丸の真横に迫った時点で「減速」を始めたことを認めている。したがって、事故前のアークティック・サンライズ号のスピードを、「急速に接近」とか「突っ込んできた」というようなものと認定することはできない。
- (カ) 本件事故に関し、日新丸船長は海上保安庁東京海上保安部に、事故の態様・損害等について報告したが、海難審判理事所は審判開始申立を行わない決定をして、その旨を日新丸船長に通知している。また、日本政府は、この事故について、アークティック・サンライズ号の旗

国であるオランダ外務省に不服申立書を送付したが、オランダは事故のビデオ等の調査の結果、衝突の責任がどちらの船舶にあるかについて結論に至らなかった旨表明し、日本政府はその申立てを撤回した。

(キ) 以上からすれば、本件事故の遠因は、日本船側が回り込んでグリーンピース船側の進路前方を横切ったことにあると考えられるが、他方、グリーンピース船側も船体が小さく極低速であったことからより早い時期に回避行動にできれば衝突は回避できたとも思料される。

衝突形態からすると、グリーンピース船の舳先（船首）が日新丸の右舷中央部に垂直的に衝突し、後部にも衝突しており、衝突部位からすると危険性は否定できない。

しかし、グリーンピース船は、日新丸に比し船体は明らかに小さく、その進行速度も、極めて緩やかな速度で進行していたものと認められる。また危険を感じた後には後進をかけたものと見られ、相手方もこれを認めている。そして、双方の破損部位も局部的にとどまっているものと認められる。

したがって、本件衝突事故は、その衝突形態からすると危険性は否定できないが、衝突に至る経過・要因、グリーンピース船の速度、双方の船体規模、双方の破損部位が局部的であること等に照らせば、グリーンピース船側が意図的に衝突（ないし転覆沈没）させようと日新丸に「急速に接近」し、「突っ込んできた」という事実は認められない。すなわち本事故についても、アークティック・サンライズ号に、人の生命もしくは身体に重大な危険を及ぼそうという故意ないし意図があったものとは認められない。

③ まとめ

上記各事故の態様を検討するに、1999年（平成11年）12月21日の事故と2005年（平成17年）12月21日の事故は、いずれもグリーンピースの船と日本の調査捕鯨活動に係る船が併走中にそれぞれの舷側が接触し損傷が生じたというものであるところ、その損傷の部位は船の航行と直接関係しない箇所であり、その程度も軽微で、船の航行に影響を及ぼすようなものではなかった。現に事故後、いずれの船の航行にも問題は発生していない。まして生命や身体への重大な危険を生じさせたとはいえず、グリーンピースに生命や身体への重大な危険を生じさせる意図があったとは認められない。したがって、上記テロ行為の要件B（生命身体に対する重大な危険をもたらすことを意図する行為）を満たすものではな

く、要件A（畏怖・強要目的）について判断するまでもなくこれらの行為は上記テロ行為には該当しない。

また、2006年（平成18年）1月8日の事故については、結果として日新丸の右舷中央部にアークティック・サンライズ号の船首が日新丸の右舷にアークティック・サンライズ号の船首左舷が衝突する形になった事案である。双方の損傷は軽微で航行への影響は生じていないが、アークティック・サンライズ号のスピード次第では双方の航行に現実的な支障もしくは危険が生じたおそれがある。しかしながら、既に認定したとおり、アークティック・サンライズ号がこのような事故に至ることを想定していたとは認められず、この事故については、責任の所在はさておき、アークティック・サンライズ号にとっても予想外の事故であったと認められる。すなわち、グリーンピースが、アークティック・サンライズ号の行為によって、日新丸の乗員の生命もしくは身体に重大な危険を生じさせることを意図していたとは認められない。したがって、上記テロ行為の要件Bを満たすものではなく、要件Aの該当性を検討するまでもなく、2006年（平成18年）1月8日の事故についても「テロ行為」と評価することはできない。

よって、グリーンピース船の捕鯨船に対する3つの衝突事故は、いずれも「テロ行為」と評されるべきものとはいえない。

- (3) グリーンピースの活動実態に照らしたとき、同団体を、テロリストと言うことはできるか

確かに、前述した3つの衝突事故は、捕鯨の現場に行つて直接的な抗議活動を行うグリーンピースの活動方針に起因して生じたことは否定できない。また、南氷洋において船舶を使って日本船に接近し抗議活動ないし妨害活動を行うという手法は、操船上直ちに減速、停船や方向転換をなしえないこと等から、調査捕鯨船等の航行に一定の支障を生じさせることも否定できない。さらに、海上衝突予防法上の責任の所在は別としても、グリーンピースの行動の一部に、少なくともこの3つの衝突事故に関しては、相手方の船と接触ないし衝突事故を生じさせる危険を伴うものも認められ、かかる行為は、現行法上、業務妨害罪などを構成する可能性は否定できないと思われ、そのような態様の抗議、妨害活動については当連合会としても問題があると評さざるを得ない。

しかしながら、かかる行為をもって「テロリスト」とであると政府もしくは政府職員が公言することが許されるかどうかは全くの別問題である。政府

機関が私的団体をもってテロリストと公言することは、その人権侵害性の重大さに照らし、限定された要件に基づき制限的に行われるべきである。

前述したように、グリーンピースは、核実験反対運動の中から1971年（昭和46年）頃結成され、1990年以降は地球温暖化問題にも取り組み、国際連合において最も高い資格（総合協議資格「General Consultative Status」）を有しており、現在までその資格が剥奪された事実はない。国連の「協議資格」とは、国連経済社会理事会（経社理）との協議資格で、国連との間で相互利益的な作業関係を構築できるものであり、総合・特別・ロスターの3種類あり、総合協議資格を有する機関は、経社理の新たな検討事項を提案することもでき、国連、特別総会及びその他の政府間協議へ招待される。「総合協議資格」を有するものに、グリーンピース以外に、「セーブ・ザ・チルドレン」、「国境なき医師団」等がある。なお、当連合会は、限定された分野において専門性を有している団体として、「特別諮問資格 Special Consultative Status」を保有している。

また、各国当局による環境テロリストの認定において、少なくともグリーンピースはテロリストと認定されていない。

このようなグリーンピースの活動実態に照らせば、グリーンピースを政府もしくは政府職員がテロリストと公言する根拠はないと言うべきである。

(4) 非政府組織が政府機関から、「テロリスト」に該当しないにもかかわらず、「テロリスト」と公言され、もしくは政府内部において事実上「テロリスト」であるという認定を受けた場合の影響

① 前記国連の「テロ対策と人権に関する特別報告者報告」の指摘や当連合会の会長声明、宣言は、9. 11同時多発テロ以降の社会において、「テロ対策」の目的さえ掲げれば、従来認められてこなかったような人権制約を含む立法等が、市民に安易に受け入れられるという状況を背景とするものである。

同時に、規制の対象となる「テロリスト」の定義が曖昧なものとなりがちであり、政府に批判的な立場をとる私人や団体を「テロリスト」と名指しすることによって、政府の恣意的な判断によりその行動を規制することが可能となることを指摘するものである。私人や団体が政府によって「テロリスト」であると認定されたり、呼称されたりすることによって、その言葉の衝撃性もあって、当該私人や団体が社会から容易に排除されるおそれがある。それは、活発な市民活動、健全な政府批判言論を名指しにより封殺しようとするものであり、健全な立憲民主制の維持発展に逆行するも

のである。

この点について、林香里東京大学大学院情報学環教授は、『テロ』という言葉のインパクト」と題するコラム（あらたにす新聞案内人，2008年）において、「11月19日朝、『テロ』という言葉が朝日，読売各紙一面の見出しに大きく踊った。まだ寝ぼけ眼の私は、いっぺんに目が覚めた。この『テロ』という言葉，実にインパクトが強い。真っ先に想起するのは，顔の見えない犯人，そして市民の平穏な生活を破壊する暴力。聞いた者たちに問答無用の恐怖を呼び覚ます。その意味で，きわめてセンセーショナルな言葉である。」、『テロ』はセンセーショナルであるとともに，政治的な言葉でもある。誰が誰を『テロ』と見なすか。その定義は実は簡単ではないという。欧州の多くの高級新聞や通信社は、『テロリズム』という言葉は極力使用しない。使うにしても，政治家や警察発表など，第三者の談話からの引用としてしか使わないというルールさえある。」と指摘している。

さらに，英国BBCコードが，「テロリズム」との用語に関して，「我々はテロ行為を，迅速，正確，十分に，責任をもって報道しなければならない。我々の信用は，感情的な判断や価値判断を帯びた不用意な言葉を使用することで損なわれる。『テロリスト』という言葉そのものが，理解を助けるよりも障害になる場合がある。誰が行なったかが特定できない場合は，この言葉は避けるべきである。我々は判明した事実をありのままに伝える一方，そういう特徴を述べるのは他の人にさせればよい」（日本語訳発行・日本放送労働組合放送系列）と指摘していることも参考となる。

朝日新聞天声人語（2013年12月2日）も，「特定秘密保護法案で，キーワードの一つは「テロ」だろう。この言葉の解釈と使い方しだいで，「特定」どころか不都合なことは片っ端から秘密にできる。すなわち万能工具であり，皆を黙らす印籠でもある」と指摘している。

- ② ある団体や個人が客観的に上記のような「テロリスト」にあてはまらないにもかかわらず，政府が当該団体や個人を「テロリスト」とであると公然と表明し，もしくは，非公式にせよ政府の組織内において，当該団体もしくは個人が「テロリスト」とであるという共通認識を保持することにより，当該団体は，一般に以下のような人権侵害を被ることになる。

ア 名誉権の侵害

前記林教授のコラムにもあるとおり，市民は「テロリスト」という言葉に対して，自らが正しいと考える政治目的を達成するためには，相手

を問わずあえて市民の生命、身体を害することを厭わない集団もしくは個人であるという印象を抱くことになる。

したがってそのような団体や個人でないものが「テロリスト」と名指しされた場合、当該団体や個人の名誉権の侵害になることは明らかである。当該名指しが、テロリズム対策の責任を担っている政府機関により行われた場合、市民にそれが事実であるという印象を与えることになり、社会的評価の低下の程度はより強いといえよう。

イ 結社の自由の侵害のおそれ

憲法21条は結社の自由を保障する。結社の自由には、「団体が団体としての意思を形成し、その意思実現のための諸活動について、公権力の干渉を受けないこと」がその内容として含まれる。

そして政府機関が、何らの弁明手続の機会もなく、特定の団体を「テロリスト」と事実上認定することは、外部公表の有無にかかわらず、政府の許認可権、警察権その他の権限を通じて、将来の当該団体の活動に事実上、何らかの制限が加えられることにつながる可能性があるから、結社の自由の侵害となり得る。

また、このような政府機関の認識が公表された場合、上記のような「テロリスト」という言葉のもつ衝撃性に照らして、当該団体に参加し、もしくは、これを支援しようとする人に対して、これを躊躇させることになるというおそれがあることは明らかである。さらに、テロ資金提供処罰法は、情を知って、公衆等脅迫目的の犯罪行為の実行を容易にする目的で資金を提供した者は、10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処するものとしている。したがって、当該団体に募金した者は、同法により処罰されるおそれがあることになる。すなわち、テロリストという政府による判断が公表された場合、当該団体の活動資金の収集に法的に大きな制約を与えるおそれがある。

ウ プライバシー権侵害のおそれ

非公式にせよ、政府機関により、ある団体が「テロリスト」であると認定された結果、当該団体のメンバーがテロ行為を行うおそれがあるという観点から、自ら認識のないうちに、警察の公安活動による監視下におかれるようなこともあり得る。

米国においては、FBIがグリーンピースもしくはグリーンピースのメンバーをテロ行為を行うおそれがあるとして監視対象としたことが問題になった事案において、問題がないとして監視が終了後も対象とな

ったメンバーの名前が監視対象リストに残り続け、誤って逮捕されそうになったという現実の被害が生じた事案が報告されている。これらの件に関してFBIを管轄する米国司法省の監察官は、FBIがあいまいな情報で調査を開始し、もしくは調査を継続したことが問題であったという旨の調査結果を公表している（2010年（平成22年）9月20日付け“米国司法省監察官室報告書”“A Review of the FBI’s Investigations of Certain Domestic Advocacy Groups” Office of the Inspector General, U.S. Department of Justice, <http://www.justice.gov/oig/special/s1009r.pdf>）。

この事案はまさに、政府が安易な手続で恣意的に一定の団体もしくはその構成員をテロリストであると判断することが、個人のプライバシーの侵害につながり、また、団体の活動に対する不当な干渉行為となる強いおそれを持つことを如実に示している。

エ 「テロの未然防止に関する行動計画」（2004年12月、内閣官房・国際組織等・国際テロ対策推進本部）

政府は、上記計画を策定し、今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策として概要下記のとおりに対応を関係省庁に指示した。そして、2006年入管法改正などによりこれらの施策は既に実施されており、国内外の市民団体が日本政府からテロリストと認定又は公表されることにより、下記のとおり出入国制限、名簿提供による行動制限や行動監視、募金活動規制等、不利益取扱いがなされるおそれが生じうる。

- a テロリストの入国を阻止し、また、自由に活動させない施策
 - i テロリスト等の入国を阻止するためとして、関係機関の情報交換・連携及び出入国審査の強化
 - ii 事前旅客情報システム（APIS）導入、航空機及び船舶の長による乗員・乗客名簿の入管当局への事前提出の義務化
 - iii 航空会社等に対する乗客の旅券確認の義務づけ
 - iv 旅館業者による外国人宿泊者の本人確認の強化、捜査当局からの閲覧請求に対する協力等
- b テロ資金を封じるための対策の強化
 - v 前述のテロ資金提供処罰法
 - vi テロ資金の没収・資金洗浄行為の処罰、疑わしい取引の届出制度の範囲の拡充
- c 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

- vi 空港及び原子力関連施設に対するテロ対策の強化
- vii 核物質防護対策の強化
- d テロリスト等に関する情報収集能力の強化
- viii 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等
(日弁連第50回人権擁護大会シンポジウム第1分科会基調報告書2
2頁以下)

③ 以上のとおり、政府機関が「テロリスト」でない団体を、「テロリスト」であると名指しすることにより、当該団体は様々な人権侵害を受けることになる。

4 当委員会の判断（名誉毀損の成否）

前記のとおり、政府から「テロリスト」と名指しされることの弊害は、単なる対象団体の名誉毀損に留まるものではないが、本件においては申立人が名誉権の侵害を主張しているので、以下まず名誉毀損の成否について検討する。

(1) 社会的評価の低下が認められるか

報道における名誉毀損の有無は、一般の読者（視聴者）の普通の注意と読み方（視聴の仕方）を基準として判断される（最高裁第一小法廷平成15年10月16日判決・民集57巻9号1075頁）。

グリーンピースの標榜する思想やその活動については様々な評価があり得るが、2008年（平成20年）4月2日及び同月8日の衆参両議院農林水産委員会にてなされた「シーシェパードなど」のテロ行為を強く非難する決議にグリーンピースをその射程範囲として含むことを示唆する証拠はなく、国際的にみても、グリーンピースは、国連の総合協議資格を今なお有しているなど、国際的非政府組織として一定の評価を得ている団体であることは明らかである。

にもかかわらず、公権力がグリーンピースは「テロリスト」であると公然と指摘すれば、その定義の曖昧さや言葉の衝撃性と相まって、一般人は通常、「自己の政治的主張を押し通すためには人の生命・身体を傷つけることも厭わない者」という認識を抱くことになる。

したがって、農林水産省職員がグリーンピースを「テロリスト」であると公表することによって、グリーンピースの社会的評価が低下することは明らかである。

(2) 発言の基礎となる主要事実が真実か

テロリストの定義は必ずしも明確ではないが、第7の3(1)①で述べたとおり、国際的にも、国内法の観点からも、市民に恐怖感を与え、又は政府に何

らかの政策を強要することを目的とする行為であって、人の生命若しくは身体に重大な危険をもたらすことを意図する行為（AかつBの要件）であることが最低限必要というべきである。そして、前記認定のとおり、グリーンピースの各行為は、上記AかつBの要件を満たすとは言えず、これを「テロ行為」とであると認めることはできない。したがって、発言の基礎となる主要事実が真実であるとは認められない。

(3) 真実であると信じるにつき相当な理由があるか

既に述べたとおり、政府機関がある団体を「テロリスト」と名指しすることについては、誤った名指しが有する重大な影響に鑑み、極めて慎重でなければならない。表現の自由は、国家に対する市民の自由ないし基本的人権であり、政府機関による表現行為に適用されるものではないが、国は、市民の知る権利を保障し、国民らの生命身体の保護の責務を負うことから真実のテロ情報を提供する責務はある。したがって、その限りで厳格な制限のもとではあるが、名誉毀損法理に準じて誤信相当性の法理による免責が認められる場合もある。

本件では、水産庁として各衝突事故について、グリーンピースが人の生命もしくは身体に重大な危険を生じさせることを意図した行為でないことを認識できたことは明らかであり、発言の基礎となる主要事実が真実であると誤信したことについて相当な理由があるとはいえない。

すなわち、日鯨研と水産庁は、第6の3で述べたとおりの関係にあり、一体的に日本の調査捕鯨活動に従事しているものと思料され、両者は、グリーンピースの船と調査捕鯨船の事故に関する情報を共有していると考えられる。しかるところ、前記のとおり、各衝突事故については、衝突事故がグリーンピースの人の生命もしくは身体に重大な危険を生じさせることを意図した行為によるものであることを認めるに足る証拠はなく、このことは、各衝突事故の態様に照らしても明らかである。むしろ日鯨研自身も、1999年（平成11年）12月21日の事故については故意によるものではなく操船ミスによるものであると認識していることが伺われる。また、2005年（平成17年）12月21日の事故については「上記接触事故は、エスペランサ号が第一京丸の渡鯨を阻止しようとして接触したものであるが、エスペランサ号が故意に衝突させたか否かは不明である」としており（水産庁も同様）、グリーンピース側に故意があったと断定できない状況であったことを明らかにしている。

2006年（平成18年）1月8日の事故については、日鯨研は「故意に

よる衝突」であったと主張しているが、上述のとおりグリーンピースに衝突について故意があったと認めるべき証拠はない。まして、グリーンピースに人の生命もしくは身体に重大な危険を生じさせる意図があったことを示唆する事情はない。

よって、グリーンピースに人の生命もしくは身体に重大な危険を生じさせる意図があったと信じるについて相当な理由があったとは認められない。

(4) 小括

よって、農林水産省による本件発言は、公権力による名誉毀損にあたり、人権侵害性が認められる。

5 その他の自由の侵害のおそれ

上述のとおり、グリーンピースは「テロリスト」であると政府職員が公然と指摘した結果、グリーンピースに入会しようと考え、もしくは、寄付しようと考えていた一般人に対して、これを躊躇させる効果があることは明らかである。したがって、X氏の本件発言は、グリーンピースの結社の自由を侵害するおそれがある。

なお、X氏の本件発言により、グリーンピースの思想の自由の侵害のおそれが生じ、または、団体としてのグリーンピースもしくはその構成員のプライバシー侵害のおそれが生じたことを具体的に認めるべき証拠はない。したがって、本件においては、これらの権利の侵害は問題としない。

第8 まとめ

1 勧告（農林水産大臣宛て）

以上のとおり、X氏の本件発言は、農林水産省によるグリーンピースに対する人権侵害に該当すると認定し、農林水産大臣に対して、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当である。

2 助言（一般社団法人グリーンピースジャパン宛て）

なお、申立人に対しても、下記のとおり助言するのが相当である。

記

水産庁職員による本件発言は、南極海における日本の調査捕鯨に対するグリーンピースの抗議・監視・妨害活動を背景とするものである。

グリーンピースは、非暴力直接行動を旨としており、暴力を用いた活動を行ったことは過去一度もない、「調査捕鯨」活動に対する抗議・監視活動は国際捕鯨委員会で認められている平和的に抗議をする権利を行使するものであり、捕鯨船団の乗組員に危害を与えるような行為は一切行ったことはない、そして南

極海を航行中の日本捕鯨船に対し船舶による意図的な体当たりや酪酸ビン投入、網を投入などの行為を繰り返しているシーシェパードとは別組織であり互いに協力関係もない、と主張している。

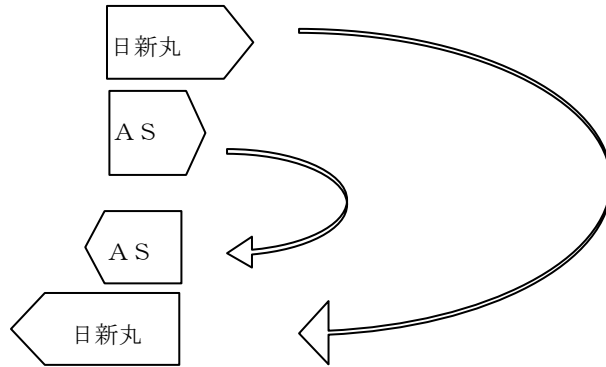
しかし、グリーンピースの本調査報告書で検討した3回の事故を惹起させた本件の反捕鯨活動は、その態様が、南極海という厳しい環境の中で日本捕鯨船に接触、衝突などの結果を生じさせたほど接近した面は否定し得ず、現行の国内及び国際法秩序のもとでは一定の刑事法犯罪を構成する可能性は否定できないものと思われる。したがって当連合会としても、南極海におけるグリーンピースの本件の態様の抗議、妨害活動については問題があると評さざるを得ない。

よって、当連合会は、申立人に対し、今後、抗議監視活動を行う上では現行の国内法及び国際法秩序にも尊重した活動態様を取ることを助言する。

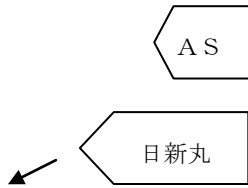
以上

1999年の事故概略図

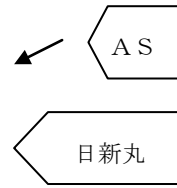
①②は、ほぼ共通の主張
 (申立人・日本鯨類研究所の主張)



③ 申立人の主張



③ 鯨類研究所の主張



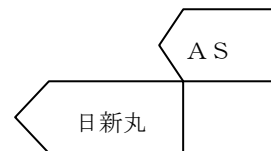
④ 申立人の主張

(日新丸が左に舵を切ったため船尾が
 右に触れた)



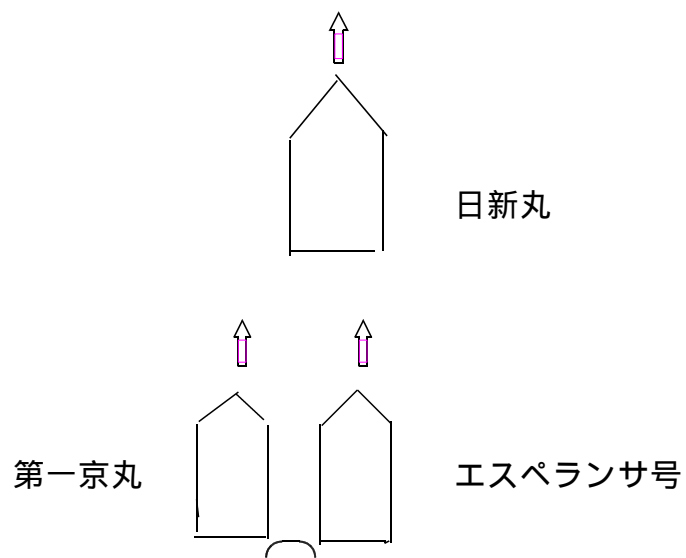
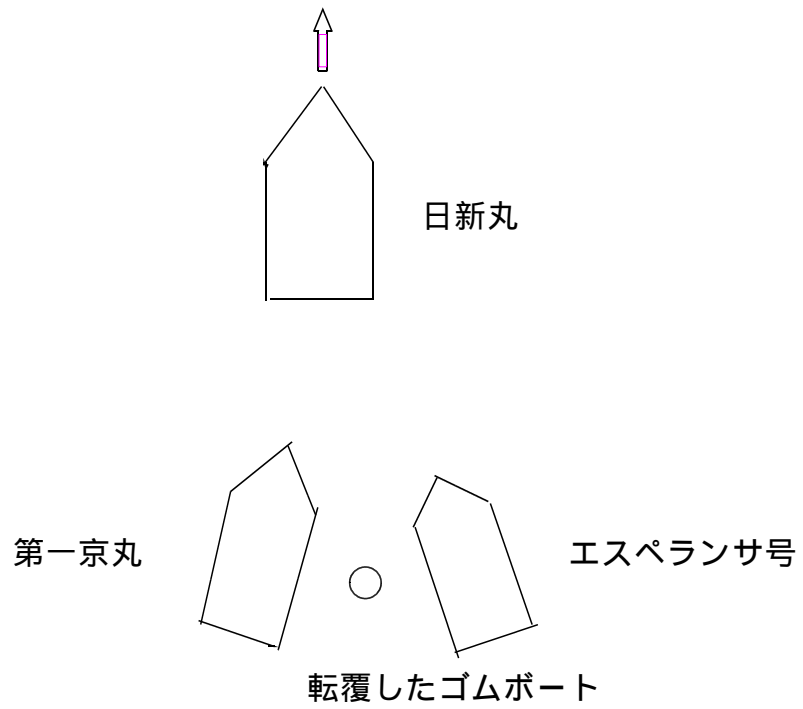
④ 鯨類研究所の主張

(ASが左からぶつかってきた)



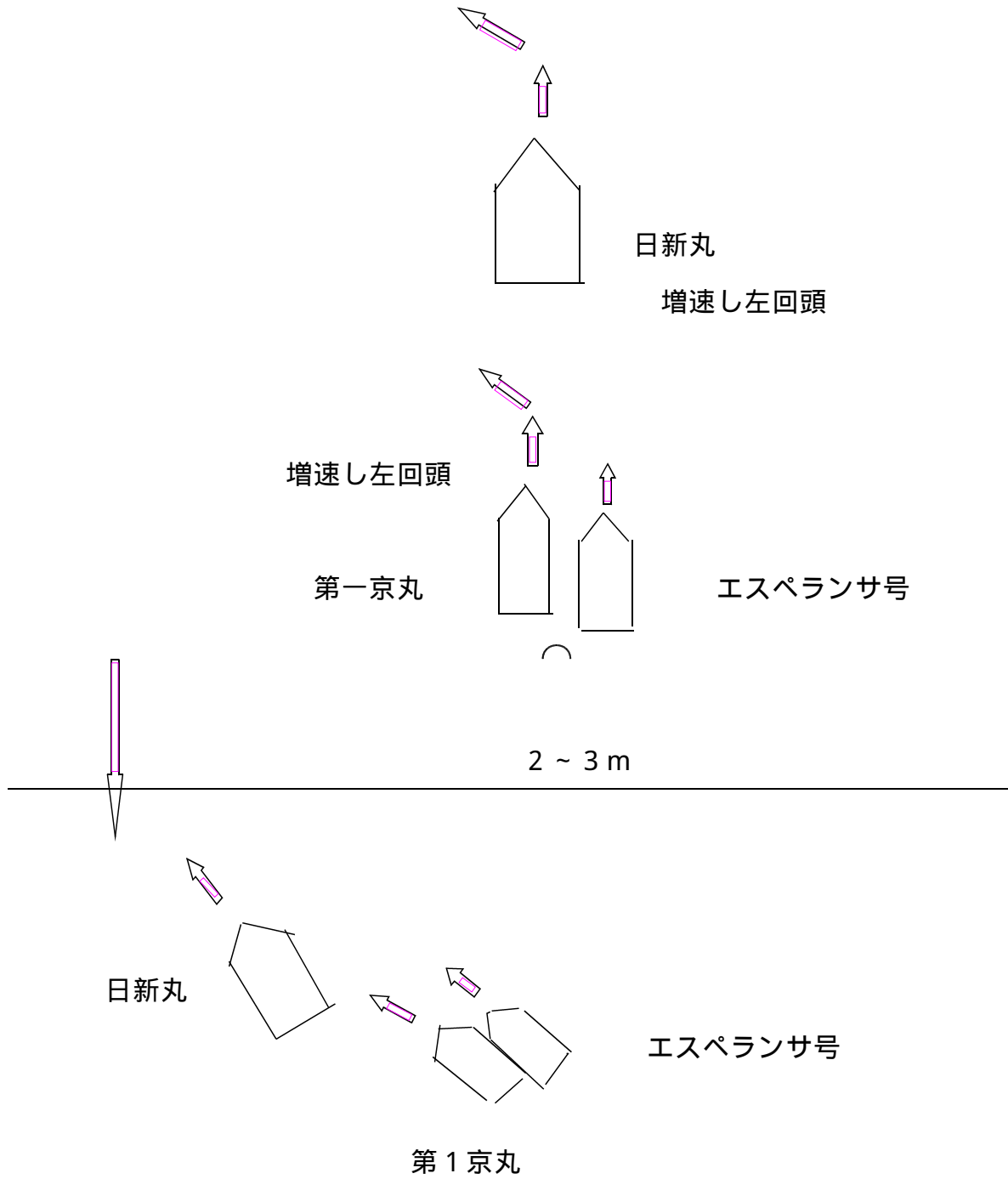
2005年12月21日の事故概略図

15時50分頃～16時頃



3 m位

16時～16時20分



2006年1月8日事故見取り図

- OB - 日本補給/輸送船オリエンタル・ブルーバード号
- NM - 日本捕鯨船日新丸
- AS - グリーンピースのアークティック・サンライズ号

